

令和3年度 第1回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和3年度第1回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和3年4月27日(火) 14:00~14:20	場 所	わくわくセンター
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 3 山田 隆見 4 下河内 昭博 5 川尻 一行 6 田中 正彦 7 中福 留美 8 久保田 守 9 小原 正清		
欠席委員	な し		
出席者 総 数	出席委員 9名 欠席委員 0名		
事 務 局 職 員	事務局長 藤田 幸広 書 記 兼平 美樹 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕 書 記 井上 翼		
傍 聴 者	向井 農地利用最適化推進委員 廣島 農地利用最適化推進委員		
議 事 録 署名委員	3番 山田 隆見 6番 田中 正彦		
提出議題	議事 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 協議事項		

1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、只今から令和3年度第1回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は9名中、全員が出席していますので農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますこととお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 本日はお忙しい中、皆様お疲れ様です。先程、事務局長から連絡ありましたとおり、総会終了後に合同会議も行われます。円滑な議事進行に御協力をお願いします。

事務局長 ありがとうございます。それでは、これからの議事進行は江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長、よろしくをお願いします。

2 議事録署名者の指名について

議 長 それでは、日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては3番の山田委員と6番の田中委員の両名を指名させていただきます。なお、書記に先程、事務局から自己紹介のあった5名の書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 それでは、日程第3の諸報告です。事務局、よろしくをお願いします。

兼平書記 本日は、次の3点の報告がございます。1つ目は、農地所有適格法人について。2つ目は、先月の農地法第3条の3番にありました条件付きの認可について。3つ目は本日の議案についてです。まず、1つ目の農地所有適格法人について、事務局長から説明いたします。

事務局長 農地所有適格法人について、説明させていただきます。前回、3月30日に開催された総会でありました、農地法第3条許可申請の山本農園の案件です。久保田委員から質問がありましたが、我々、事務局の回答がすっきりしませんでしたので、本日、改めて御報告させてもらうものです。配布資料の中に、横長の資料がありますので御覧ください。この資料は農林水産省のホームページから引用したものです。農地所有適格法人の要件とありまして、株式会社又は農事組合法人、その次に記載していないのですが、持株会社ということで合名会社、合資会社、合同会社の3つが納まります。そのことを久保田委員は質問されて、この3つの種類の法人形態のどれに属するのかというものでした。その

質問に対しての回答といたしまして、有限会社ではありますが、株式会社の要件に該当していると、事務局が回答することが適切な表現であったと思います。これに基づき農地法第3条のA農園の案件につきまして、訂正とお詫びとさせていただきます。以上で終わります。

兼平書記 続きます。2つ目の、先月の議案にありました農地法第3条の3番、条件付き認可につきまして、佐山から説明いたします。

佐山書記 先月の総会の議案で岡山から江田島市に移住を予定する案件がありました。75歳の女性の方が申請者で、営農計画に無理があるのではと条件付きで認可されていた案件でした。その営農計画について詳しく聞き取りを行ったところ、元の営農計画には耕作種類で野菜としか記載されていませんでしたが、野菜の種類についても詳しく聞き、加筆してもらいました。事務局の方もチェックが足りなかったと思いますので、お詫びいたします。移住についてですが、現在、岡山県の方でもコロナウィルスが増えていますので、現段階は未だ岡山に住んでいます。江田島市の家を改装中で終わり次第、移住する予定であるとのことでした。

議長 この件について、何かございますか。

委員 異議無しの声有り。

議長 それでは議事を進行します。日程第4の議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

兼平書記 議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和3年4月27日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人、持ち分1/4 B、住所、京都府八幡市〇〇__番地の__、職業、無職。

所在地、沖美町〇〇字●●●__番__、__番、2筆、合計面積、738㎡。

申請理由は「持ち分1/4の当該地を、持ち分3/4の共有者から贈与を受け、一体管理するには適正な地目に変更する必要があり、始末書を添えて申請する。」

以上となりますが、この案件につきましては、先月の総会で留保になりました案件の関連であり、後ほどに農地法第5条申請につきましても、御審議をお願いするものです。以上、追認の案件です。

議長 下河内委員の意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖の下河内です。先ほど、事務局が説明したとおりですので、よろしく願いします。

議長	他に皆様方から何か、ございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	無いようですので、採決に移りたいと思います。本案件について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致でございます。本案件について許可とします。事務局は次をお願いします。
兼平書記	番号2号、申請人、C、住所、広島市南区〇〇__番__-__号、職業、無職。 所在地、大柿町〇〇字●●__番__、1筆、面積、17 m ² 。 申請理由は「当該地に墓地を設置する際に、墓地建設業者に全ての手続きを任せていた。この度、登記地目が変更されていないことが判明したため、始末書を添えて申請する。」 現在、墓地が3基設置済みで、墓地、埋葬等に関する法律による申請を確認しています。追認の案件です、以上、御審議をお願いします。
議長	本案件については、中福委員の担当ですので、お願いします。
中福委員	今、事務局の説明したとおりで、何の問題もありません。
議長	他に皆様方から御質問等ありますか。
委員	無しの声あり。
議長	採決の方に移ります。本案件に賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致でございますので、本案件は許可とさせていただきます。以上で農地法第4条の審議を終わります。議案第2号、農地法第5条の許可申請について、事務局からの報告をお願いします。
兼平書記	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和3年4月27日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 この案件につきましては、先ほど農地法第4条、議案第1号で申請がありました残りの持ち分3/4の案件です。 番号1、贈与人、持ち分3/4 D、住所、広島市中区〇〇__丁目__番__号、職

業、無職。

受贈人、持ち分 1/4 B、住所、京都府八幡市〇〇__番地の__、職業、無職。
所在地、沖美町〇〇字●●●__番__、__番の 2 筆、合計面積 738 m²。

申請理由は贈与で、贈与人は「相続の手続き後、持ち分を贈与するに当たり、当該地が農地であることが判明した。適正地目に変更するため、始末書を添えて申請する。」受贈人は「持ち分を整理、財産管理を適正かつ容易にするため、始末書を添えて申請する。」

現況は倉庫が設置され、小型ヨットを保管している土地と、居宅が建築されている宅地です。問い合わせ時には、登記地目のままで持ち分をやり取りしたい旨の問い合わせでした。無届の転用であるため、このような申請となっております。追認の案件です。以上、御審議をお願いします。

議 長 下河内委員、御意見ををお願いします。

下河内委員 事務局の説明のとおりです。よろしくをお願いします。

議 長 皆様方から、質問等ございますか。

委 員 無しの声有り。

議 長 採決に移ります。賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可といたします。事務局は次をお願いします。

兼平書記 番号 2、譲渡人、E、住所、埼玉県和光市〇〇__丁目__番__号、職業、無職。
譲受人、F、住所、大柿町〇〇__番地__、職業、無職。
所在地、大柿町〇〇字●__番__、1 筆、面積、33 m²。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「譲受人の希望により当該地を譲渡した。許可手続きを経ていなかったため、改めて始末書を添えて許可手続きを行う。」譲受人は「譲渡人の了解を得て自宅敷地として利用するため譲受した。所有権移転登記の手続きを失念していたため、始末書を添えて申請する。」こちらは、平成 15 年に所有権移転されおり、追認の案件です。以上、御審議をお願いします。

議 長 村上委員、御意見ををお願いします。

村上委員 先ほど、事務局が言ったことに間違いありません。よろしくをお願いします。

議 長 皆様方から御質問等、ございますか。

委員	無しの声有り。
議長	採決に移ります。賛成の方の挙手を求めます。
委員	賛成多数。
議長	賛成多数で許可とさせていただきます。続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についての説明を事務局からお願いします。
兼平書記	<p>議案第3号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和3年4月27日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>番号1、所在地、沖美町〇〇字●●、面積、1,065 m²、所有者、広島市西区〇〇丁目__番__-__号、G、権利の種類、所有権、設定を受ける者、能美町〇〇番地__、H、権利の種類、使用貸借権、内容、果樹（入植中）、始期、公告日の翌日、終期、令和13年3月31日、新規の案件です。以上、御審議をお願いします。</p>
議長	皆様方から何か、御質問等ございますか。
委員	無しの声有り。
議長	採決に移ります。本計画の決定に賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で本計画は決定とさせていただきます。続きまして、日程第5の協議事項ですが、事務局は何かありますか。
兼平書記	この後、3時から、農業委員及び農地利用最適化推進委員合同会議を1階の多目的広場にて行いますので、よろしくをお願いします。以上です。
議長	皆様方から、何かありますか。
久保田委員	農地所有適格法人の表現について加えて説明しますと、分類についてですが、1つ目は株式会社（公開会社でないもの）で、2つ目は農事組合法人、3つ目は持ち分会社（合資会社、合名会社、合名会社）と分類されています。
議長	よろしいでしょうか。これにて本総会を終了とさせていただきます。引続き、下の方で合同会議を開催しますので、よろしくをお願いします。